

9. 畜産物に関する Q&A

QA94 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか

放射性物質の基準値を下回る牛乳、肉、卵のみが流通するように、各自治体において、放射性セシウム濃度の検査を実施しています（QA29 参照）。

■乳、牛肉における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
原乳	平成 23 年 3 月	173	8	4.6%
	平成 23 年度	1,746	0	0%
	平成 24 年度	2,421	0	0%
	平成 25 年度	2,040	0	0%
	～平成 26 年度(～9 月 29 日)	934	0	0%
牛肉	～平成 23 年度	78,095	1,052	1.3%
	平成 24 年度	153,238	6	0.004%
	平成 25 年度	193,268	0	0%
	～平成 26 年度(～9 月 29 日)	94,566	0	0%

(注) 牛肉においては、平成 24 年 4 月から設定された基準値 100 ベクレル/kg を超過した点数。原乳においては、基準値 50 ベクレル/kg を超過した点数。

※：検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 26 年 3 月 20 日原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県。

※：平成 26 年 9 月 29 日現在。

原乳では、東京電力福島第一原子力発電所事故当初に 50 ベクレル/kg を超過したものがみられましたが、平成 23 年 4 月以降は全て 50 ベクレル/kg 以下となっています。牛乳は、酪農家が生産する原乳を、クーラーステーションに集めた後、原料として乳業工場に出荷されるので、個々の酪農家ごとではなく、クーラーステーション単位で放射性物質検査を行っています。もし、原乳に出荷制限などの指示が出された場合、農協又は乳業者が、クーラーステーションへの出荷段階又は乳業工場への出荷段階で、原乳の出荷者名や地域の確認を行い、出荷を止めるので、基準値を超える原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。

牛肉では、平成 23 年度は高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により 100 ベ

クレル/kg 超過がみられましたが、その後、飼料の管理が適切に行われた結果、平成 24 年度以降は基準値の超過は大幅に低下し、平成 25 年度は、基準値の超過はみられませんでした。平成 25 年度は 5 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で 3 か月に 1 度全戸検査を実施し、特に 4 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）では、一部の農家において、全頭検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通させています。

豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・鶏卵については、～平成 23 年度は 867 点検査し、100 ベクレル/kg 超過は 6 点、平成 24 年度は 1,595 点検査し、基準値超過は 1 点、平成 25 年度以降（平成 26 年 9 月 29 日時点）は 1,980 点検査し、基準値の超過はみられませんでした。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日